

受付番号:201210140000029843

受信日付:2012/10/14 17:47:54

案件番号:145208059

案件名:

電気通信事業法第34条第1項の規定に基づく第二種指定電気通信設備の指定に係る告示の一部改正案に対する意見募集の結果及び再意見の募集

宛先府省名:総務省

郵便番号:

住所:

氏名:

連絡先電話番号:

利用者メールアドレス:

提出意見:

電波は公共のもので、そのために総務省が認可して割り当てるものと思います。
であれば、認可を受けサービスを提供する業者には公共性が求められますが、
どうもソフトバンクのさまざまな状況を見ると、必ずしもそうとは思えない状況があります。

ソフトバンクは docomo や au に合法的にコスト転嫁することで、
消費者に安く(契約体系が複雑過ぎて、本当に安いかも疑問)サービスを提供している疑惑を、
個人的には持っているので、
このままでは、健全な日本の企業の体力が維持不可能となり、
しいては日本の将来の対外国への競争力が失われてしまう懸念も抱いています。

規定に載ったり、正しく審査するために、
またこれが、単なる誤解なのか、実際にそういう一種の不正競争を行なっているのかをはっきりさせるためにも、
ソフトバンクモバイルを第二種指定電気通信設備に規定し、
他の docomo や au と横並びで正当性を厳格に審査すべきです。